

令和2年第6回 飯塚市議会会議録第5号

令和2年12月14日（月曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 12月14日（月曜日）

第1 一般質問

第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第103号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第10号）
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第104号 令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
（ 協働環境委員会 ）
- 3 議案第105号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）
（ 福祉文教委員会 ）
- 4 議案第106号 令和2年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（ 協働環境委員会 ）
- 5 議案第107号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 6 議案第108号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）
（ 経済建設委員会 ）
- 7 議案第109号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 8 議案第110号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 9 議案第111号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
（ 経済建設委員会 ）
- 10 議案第112号 令和2年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
（ 協働環境委員会 ）
- 11 議案第113号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）
（ 福祉文教委員会 ）
- 12 議案第114号 令和2年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 13 議案第115号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 14 議案第116号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 15 議案第117号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 16 議案第118号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）

- 17 議案第 1 1 9 号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例
(経済建設委員会)
- 18 議案第 1 2 0 号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(協働環境委員会)
- 19 議案第 1 2 1 号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
(協働環境委員会)
- 20 議案第 1 2 2 号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(協働環境委員会)
- 21 議案第 1 2 3 号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
(協働環境委員会)
- 22 議案第 1 2 4 号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例
(協働環境委員会)
- 23 議案第 1 2 5 号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例
(福祉文教委員会)
- 24 議案第 1 2 6 号 契約の締結 (筑穂保育所園舎建設工事)
(福祉文教委員会)
- 25 議案第 1 2 7 号 財産の譲渡 (北勢田集会所建物)
(協働環境委員会)
- 26 議案第 1 2 8 号 指定管理者の指定 (飯塚市健康の森公園体育施設)
(協働環境委員会)
- 27 議案第 1 2 9 号 指定管理者の指定 (飯塚市リサイクルプラザ工房棟)
(協働環境委員会)
- 28 議案第 1 3 0 号 指定管理者の指定 (サンビレッジ茜)
(経済建設委員会)
- 29 議案第 1 3 1 号 飯塚地区消防組規約の変更
(総務委員会)
- 30 議案第 1 3 2 号 市道路線の認定
(経済建設委員会)
- 31 議案第 1 3 3 号 専決処分の承認 (令和 2 年度 飯塚市一般会計補正予算 (第 9 号))
(総務委員会)
- 32 議案第 1 3 4 号 専決処分の承認 (飯塚市特別職の職員等の期末手当の支給の特例に関する条例)
(総務委員会)
- 33 議案第 1 3 5 号 専決処分の承認 (飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
(総務委員会)

第 3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第 1 3 7 号 令和 2 年度 飯塚市一般会計補正予算 (第 1 1 号)
(福祉文教委員会)

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長 (上野伸五)

これより本会議を開きます。12月11日に引き続き、一般質問を行います。15番 田中裕

二議員に発言を許します。15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

質問通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は定住人口増加策について、質問をいたします。この質問は本年3月議会で質問をいたしました。3月議会は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、詳しい部分は割愛して大枠の質問にとどめておりましたので、今回は少し掘り下げてお聞きしたいと思います。前回と重複する部分、また、先日同僚議員からも同様の質問がっておりますので、重複する部分もあるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

飯塚市の人口の推移について、お尋ねをいたします。平成27年度から令和元年度までの第1次まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括における人口の推移については、どのような分析になっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

第1次まち・ひと・しごと創生総合戦略における、本市の人口動態の検証結果では、総人口につきましては、目標値を上回る年もあれば、下回る年もございまして、計画期間の最終年度の令和元年度における人口は、目標値の12万8366人に対しまして、実績値が12万8184人で、目標値に比べて182人少ない結果となっております。また、年齢3区分別で見ますと、年少人口及び生産年齢人口につきましては、年少人口の目標値1万6955人、生産年齢人口の目標値7万2140人に対しまして、実績値はそれぞれ年少人口が1万6763人、生産年齢人口は7万1300人と、目標値を下回る状況となっております。一方、老年人口につきましては、目標値3万9271人に対しまして、実績値が4万121人と、目標値を上回る状況となっております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

年齢3区分別とは、ゼロ歳から14歳までが年少人口、15歳から64歳が生産年齢人口、65歳以上の方が老年人口だと、このように思いますが、ただいまの答弁によりまして、64歳までの年齢区分で目標値を下回り、65歳以上は目標値を上回るという状況になっているということですが、それでは、自然増減と社会増減の状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

まず、自然増減の状況ですが、出生数につきましては、平成27年度以降の3年間は約1100人強で推移をいたしておりましたが、平成30年度は983人、令和元年度は1048人と1千人前後まで減少いたしておりました。また、死亡数につきましては、平成27年度以降の3年間は1500人強で推移し、平成30年度、令和元年度は、1600人を超える状況で推移をいたしておりました。したがって、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いている状況となっております。

次に、社会増減の状況ですが、計画期間の5年間のうち、平成29年度のみ転入数が超過する社会増の状況となっておりますが、他の年は転出数が超過する社会減の状態となっており、全体で見ますと、社会減の状態が続いている状況となっております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

本市では、今のご答弁によりますと年間約500人から600人前後の死亡者数が出生率を上回る自然減の状態が続いているようでございますけれども、自然減の傾向が続いたとしても社会増で補うことができれば、人口減少を抑制することができるものと、このように思います。しかしながら、第1次まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括をうかがう限り、ただいまの答弁では、社会増減も減少の状態ということでございますので、厳しい状態にあるようでございます。それでは、転入転出に関する地域別や年齢別といった詳細な検証については、どのような状況であると分析されているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

転入転出の状況の分析のうち、移動先について分析をいたしましたところ、転入では、筑豊地域からの移動が一番多く、次いで福岡地域からの割合が多いという結果でございました。一方、転出では、福岡地域への移動が一番多く、次いで筑豊地域への割合が多いということがわかっております。

次に、年代別で分析いたしましたところ、15歳から19歳までにつきましては、転入が超過いたしておりますが、この主な要因といたしましては、市内にあります3大学への入学によるものであると考えられます。また、20歳から34歳までは転出が超過しており、この主な要因としては、就職や結婚などによるものであると考えられております。このように、若年層から子育て世代までの転出入が活発に行われていると分析いたしております。さらにその上の年代の状況でございますが、35歳から64歳までは転入が超過しており、65歳以上につきましては、転入より転出が超過している状況となっております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

ただいまの答弁によりますと、転出超過の状況が続き、中でも福岡地域への転出が最も多い状況であるということでございます。また、年齢区分では15歳から19歳までは、他市から飯塚市内の学校で学び、その後、就職・結婚等で他市に移り住むという、このような分析であろうかと思っております。本市の人口を増加させるためには先ほども述べましたとおり、転出者を減少させ転入者を増加させる必要があると考えますが、その対策として、どのようなことを考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

転入者を増加させる取り組みといたしまして、まずは、本市の魅力の発信、PRを積極的に行っていく必要があるというふうにご考えております。県央に位置する地理的条件、また、都市圏と比較して生活費の安さ、そして自然の残る暮らしやすさなどについて、移住を検討している方を引きつける、また、暮らしがイメージできる効果的な情報発信を行い、移住者の増加につなげていくことが必要であると考えております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

続きまして、人口の増加、減少の影響について、お尋ねをいたします。前回の3月議会で質問をさせていただきました。再確認をさせていただきます。3月議会の答弁の中では、人口が減少することによる影響として5点が示されておりました。まず1点目に、生活関連サービスの縮小、

2点目に、税収減による行政サービス水準の低下、3点目が、地域公共交通の撤退、縮小、4点目に、空き家、空き店舗、耕作放棄地などの増加、5点目として、地域コミュニティ機能の低下、この5点が示されていたと思いますが、間違いはないでしょうか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

ご指摘のとおり、その5点を人口減少による影響として答弁をいたしております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

全国的にも人口が減少していく状況の中で、本市の人口を増加させるということは非常に難しいことだと思いますが、せめて維持させるということが非常に重要であるのではないかと、そのように考えております。第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、そうした状況を十分に認識された上で、移住定住政策を戦略的に行う内容になっているのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

ご指摘のとおり、第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、第1次の総合戦略の分析に基づき、施策を絞り込みまして、移住定住に向けた計画を兼ねるものとして策定をいたしたところでございます。第2次総合戦略におきましては、密接に関連する「地域を元気にするしごとづくり」、「未来を創るひとづくり」、「次代を牽引する魅力あふれるまちづくり」、この3つを基本目標として定めておりまして、各目標における基本方針に沿った施策のベストミックスによって、人口減少の克服に資する具体的な事業を実施し、移住定住を促進することといたしております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

次に、定住人口増加への今後の取り組みについて、お尋ねをいたします。まず、具体的な取り組み事業をお尋ねする前に、この第2次総合戦略の基本的なことについて、確認をさせていただきます。この戦略の計画期間と計画期間中に、今掲げている各目標値を初め、事業の見直しなどについて、見直されるのかどうか、どのようにしていくのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

第2次総合戦略の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間となっております。今回の戦略におきましては、基本目標ごとに掲げております数値目標につきましては、計画期間中、見直しを行うことはございませんが、その目標を達成するために取り組む事業につきましては、毎年度検証を行い、目標達成のために必要であれば、新規に取り組む事業を新たに計上するなど、見直しを行っていくようにしております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

続きまして、具体的な質問に入らせていただきます。まず、雇用に関してでございます。創業支援、地場企業の育成、企業立地の促進について、お尋ねをいたします。第2次総合戦略に基づ

き、移住定住を促進していくということを再確認させていただきましたが、具体的な取り組み事業について、お尋ねをしていきたいと思えます。まず、総合戦略の「基本目標Ⅰ 地域を元気にするしごとづくり」に掲げられている雇用、創業支援についてでございます。総合的な支援の強化や中心市街地の空き店舗等の活用は、どのような事業に取り組んでおられるのか。また、大学の知的資産や人材等を活用した活気ある地域の創出を図ることとは、どのような取り組みなのか。さらに、地場企業の育成、企業立地の促進についてでございますけれども、地場企業の支援策や本社機能の誘致を含めた企業の立地促進については、どのように取り組んでおられるのか。また、企業と市内の高校生、大学生を含む求職者のマッチング支援や特産品や新商品開発支援による地域経済の活性化とは、具体的にどのような取り組みをされているのか、それぞれお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

まず、しごとづくりに関する総合的な支援の強化といたしましては、がんばる農業応援事業や雇用活性化推進事業により、農業やIT産業などを中心として、雇用の支援に取り組むほか、新産業創出支援事業やスマートフォンアプリコンテスト事業、経営コンサル・各種アドバイザー派遣事業など、従来からの支援に加えまして、ブロックチェーン技術による産業競争力の強化事業にも新たに取り組んでおります。

中心市街地の空き店舗等の活用といたしましては、新規創業者等支援事業によりまして、創業者を支援しながら、空き店舗の活用に取り組んでおります。また、地場企業の支援策といたしましては、販路開拓支援事業や新技術・新製品開発補助事業、医工学連携推進事業などによりまして、地元中小企業を中心として支援を行っております。

本社機能の誘致を含めた企業の立地促進といたしましては、企業立地促進補助金交付事業によりまして、立地促進に取り組んでおります。企業と市内の高校生、大学生を含む求職者のマッチング支援といたしましては、大学生地域交流活性化支援事業により、つなぐカフェ@飯塚を活用した学生と地元企業との交流や人材定着に取り組んでおります。

最後に、特産品や新商品開発支援といたしましては、農産加工品ブランド化推進事業や筑前茜染活用事業によりまして、本市を代表するブランド確立に向けた事業に取り組んでおります。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

ただいまの答弁の中で、ちょっと2点ほど確認させていただきたいと思えます。まず、ブロックチェーン技術による産業競争力の強化事業とは、具体的にどのような事業なのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

ブロックチェーンとは、情報の暗号化によるブロック、情報の塊の作成と、そのブロック間の連鎖により、従来の中央集権的な管理者によるインターネットサービスから自律分散型のインターネットサービスの提供を可能とする先端情報技術で、製品の生産、流通の履歴、在庫管理や高いセキュリティを必要とする分野での導入が期待されております。本市では、市内IT企業及び2つの理工系大学と連携し、この先端情報技術の活用による技術者の育成、研究開発型企業の創業支援、産学官の連携促進による新製品の開発などに取り組んでおり、各種証明書の電子交付に関する実証事業や技術者研修会などを実施しております。総合戦略に記載のとおり、本事業は検討段階ではございますが、このような取り組みを進めることで、ほかの地区にはない競争力を

有した産業、仕事をつくってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

もう1点でございます。空き店舗等を活用した新規創業者等支援事業について、これまで同様の取り組みを実施されてきたと思いますけれども、何か新しい取り組みなど、考えていることがあればお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

質問議員が言われますとおり、空き店舗の活用につきましては、直近では飯塚市中心市街地活性化基本計画の活性化事業の中でも取り組んでまいりました。その成果につきましては、中心市街地における平成24年度の空き店舗数は113店舗、空き店舗率は29.2%でありましたが、令和2年度の空き店舗数は91店舗、空き店舗率は24.8%であり、一定の効果が出ているものと考えております。また、国におきましても、商店街を「商店が集まるまち」から「商店を含め、さまざまな機能を持つ生活を支えるまち」への変革を考えており、今後、国の示す方向性を含め、福岡県や商工会議所などと連携しながら、新しい取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

続きまして、妊娠、出産、子育てについて、お尋ねをいたします。「基本目標Ⅱ 未来を創るひとづくり」に掲げられております、妊娠、出産、子育ての一貫した支援と環境の充実について、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

こちらのひとづくりに掲げます、妊娠、出産、子育ての一貫した支援と環境充実に向けた具体的な事業といたしましては、不妊治療の助成の拡大や子ども医療費助成の拡大、また、子育てガイドブックの更新や配布などに取り組んでおります。また、ファミリーサポートセンター事業や子育て短期支援事業、病児保育事業、休日等子育て支援事業などを実施することで、子育て中の保護者の支援に取り組んでおります。さらに、妊婦健康診査事業や産前・産後生活支援事業、産後ケア事業などを通して、子育ての一貫した支援に取り組んでおります。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

1点確認をさせていただきます。ただいまの答弁の中で、子ども医療費助成の拡大、これは本年10月から対象者を中学3年生までに拡大をしていただきましたけれども、不妊治療の助成の拡大につきましては、これは国も積極的に推進していくということでございますが、飯塚市としてはいつから実施されているのか、事業の内容について教えてください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

不妊治療の助成事業は、平成28年度より開始いたしております。当初は助成対象が県の2回目のみであったものを、令和元年度より2回目及び3回目へと対象を拡大いたしております。事

業の内容についてですが、特定不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担により治療を受けることができない夫婦に対して、医療保険が適用されない体外受精、顕微受精に要した費用の一部を助成いたしております。助成額といたしましては、福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業による2回目及び3回目の助成金交付決定額を控除した額について、15万円を上限に助成いたしております。県の助成上限額の1回目は30万円でございます、2回目以降は15万円となるため、その不足する部分を市が補う形で、助成する内容となっております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

次に、保育について、お尋ねをいたします。子育て環境の整備に取り組んでおられると思いますが、待機児童の現状や待機児童解消の取り組みについては、どのような状況なのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

待機児童の現状につきましては、就学前児童の人口は減少しているものの、女性の有業率の高まりなどにより、保育ニーズが高まっていることから、平成30年度から待機児童が生じております。待機児童解消に向けて、幼稚園から認定こども園の移行等による保育の受け皿の確保や就職支援金支給、条件つき返済免除型の貸付制度、保育士合同就職説明会などの実施による保育士の確保に努めております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

次に、教育について、お尋ねいたします。特色ある学校教育の推進について、お尋ねをいたします。本市では、教育環境の整備として小中一貫校を推進しておりますが、具体的な取り組みについて、お尋ねをいたします。また、小・中・高・大学の各教育施設の連携の推進の具体的な取り組みについて、あわせてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

小中一貫校の具体的な取り組みにつきましては、各中学校区での小中合同研修会による一貫教育の研究、また、9年間を見通した教育課程の作成、小中一貫教育コーディネーターの配置を実施いたしております。また、大学、高校と連携した各種の活動を通じた体験型授業、大学との連携による協調学習、各学校での企画・立案を生かした小中学校特色ある教育活動事業などを通して、「生きる力」の育成を推進いたしております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

小中一貫校につきましては、飯塚市では随分と早い時期から推進をされておりますけれども、この小中一貫校のメリット、デメリットはどのようなものがあるのか。また、小中一貫校についての評価はどのように考えられているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

小中学校の教職員が連携・協力しながら、義務教育9年間の学びの連続性を意識して、小学校

から中学校までの子どもの発達と学習の連続性を重視した小中一貫教育を進めることで、さまざまな教育課題の解決に取り組むことができいております。

主なメリットといたしましては、まず不登校の減少。次に、小学校から中学校生活へのスムーズな移行。それから、学力の向上。また、学校が楽しいと感じる児童生徒の増加。またさらに、児童が中学校段階の生徒を身近に感じ、先輩の姿を見ることで、自分の将来像を意識することができるため、情緒が安定しやすくなるとともに、中学生も自尊感情が向上する中で人の役に立ちたいという気持ちが醸成され、思いやりのある生徒がふえてきたことなどが挙げられます。

一方で、デメリットというわけではございませんが、子どもたちの中の固定的な人間関係が小学校から続くことで、その人間関係が変わらない可能性があることを心配する声も聞いております。しかし、中学生になりますと教科担任制による授業、部活動等、学校の生活環境が変わり、人間関係も今までの横のつながりより縦のつながりへと変わってまいります。さらにもし、小学校からの問題となる事案が続いている場合でも、その解決に当たり、生徒の悩みを幼少期から携わって事情も理解している小学部の先生が事案にかかわるといった一貫校ならではの対応もできますので、この点につきましても、小中一貫校の特徴と言えるのではないかと考えております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

次に、ICT教育のメリット、デメリットについてはどのように考えられているのか。また、デメリットの解消方法についてはどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

今年度から全面実施されております新学習指導要領では、主体的、対話的で深い学びにより、児童生徒が「何ができるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」といった学習する子どもの視点に立った授業を目指しております。今後は一人一人の習熟度に応じ、自分のペースで学び、それをもとに自分以外の多様な考えを持つ者と協働して学んでいくというICT活用による子どもたちの個別最適化された能動的な学びへと転換してまいります。

したがって、メリットといたしましては、画像や動画を活用したわかりやすい授業、また、生徒一人一人に合わせた学習内容の定着、さらには、タブレットを使つての主体的、協同的な授業等により、児童生徒の学習に対するモチベーションを高めます。また、板書の時間やプリントの用意などにとられる時間など、教員の業務時間短縮が図られ、いわゆる働き方改革の一助になります。

一方、課題といたしましては、スムーズなタブレット端末の導入でございますが、その解消方法といたしまして、管理者1名を含むGIGAスクールサポーターを15名配置し、タブレットを使った授業等の環境整備、使用マニュアルやセキュリティポリシーの作成、校内研修の企画、支援を進めております。さらに、市教育委員会を事務局とし、九州工業大学情報工学部や近畿大学産業理工学部の先生方を委員とするICT推進委員会を立ち上げ、また、ICT推進モデル校3校を設定するなどして、タブレット活用をした授業等の先行研究を進めております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

次に、災害対策、交通、住環境について、お尋ねいたします。まず、公共交通でございます。「基本目標Ⅲ 次代を牽引する魅力あふれるまちづくり」に掲げております、将来にわたる居住環境の維持向上のための交通事業者との連携による公共交通の充実のための具体的な取り組み、さらに買い物支援対策について、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

公共交通に関しましては、区内や各施設、中心市街地への利便性のよい移動手段を支援する公共交通網を再整備することにより、外出の機会や地域コミュニティの活性化を目指しております。民間路線バスにつきましては、昨年10月以降廃止になりました路線バスについて、宮若市との協働によるコミュニティバス運行やワゴン車両を用いた代替運行を行って移動方法を確保するとともに、バス事業者とは、現在のバス運行を継続するように協議を行っているところでございます。

買い物支援対策といたしましては、飯塚東、鯉田、幸袋、穂波、筑穂、庄内、穎田の市内7地区のまちづくり協議会が買い物ワゴンを運行いたしておりますほか、鎮西地区と穂波地区の市内2地区のまちづくり協議会が移動販売カーを運行いたしております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

コミュニティバスに関しましては、八木山地区の方、これはスクールバスと一般乗客の混乗となっておりますので、コミュニティバスは走っていない。ところが、一般乗客の方がこのスクールバスを利用しようとするときには、時間が早過ぎて利用できないと、このような声が多く聞かれます。コミュニティバスで対応すべきだと、このように思っております。また、筑穂地区は御存じのとおり、民間バス路線が全て廃止をしております。その中でも、高校に通う生徒たちは、最寄りの駅からJRで学校に通っている方が多くいらっしゃいますけれども、この最寄りの駅への送迎は、保護者がされておまして、本当に負担が大きいという声が寄せられております。その負担を軽減するためにもコミュニティバスで対応していただければと思っておりますので、ぜひとも、その点につきましても、検討をお願いいたします。

次に、災害対策について、お尋ねいたします。毎年のように各地域で発生しております自然災害への備えについて、本市での浸水等の被害を軽減し、防災・減災体制の推進のための具体的な取り組みについて、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

災害対策の具体的な取り組みといたしましては、ハザードマップの作成や自主防災組織の設立及び運営の支援などを行い、地域住民みずからが防災に取り組む体制づくりを推進いたしております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

次に、住環境について、お尋ねいたします。地域住民の減少や高齢化などによる地域環境の悪化や地域コミュニティ力の低下などの課題に対しての具体的な取り組みについて、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

住環境を維持していく取り組みといたしまして、老朽危険家屋については、老朽危険家屋解体撤去補助事業などによりまして、解決に向けた取り組みを推進いたしております。また、空き物件を求める市民や移住希望者に情報提供を行う空き家情報バンクを開設いたしております。また、

積極的な住宅取得を促すため、戸建て中古住宅取得補助事業や定住促進住宅改修補助事業を実施いたしております。筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励事業を創設して、転入者増に向けた取り組みを推進しております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

空き家情報バンクについて、今まで取り組んできた効果はどのように思っているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

平成31年4月に開設いたしました飯塚市空き家情報バンクの現状でございますが、令和2年11月末現在で売却希望の3件の登録があり、うち1件が成約に至っております。登録宅建業者へ媒介依頼をした件数といたしましては、平成31年度につきましては、売却希望5件、売却・賃貸の可能な方が2件の計7件、今年度につきましては、11月末現在で売却希望4件、賃貸希望1件、売却・賃貸の可能な方が1件の計6件であり、合計で13件となっております。結果としましては、登録宅建業者への物件調査等により、売買契約の締結までには至らず、先ほど答弁いたしました売却希望の3件の登録となっておりますが、本制度の開設により、残りの10件につきましても所有者が登録宅建業者から直接利活用等の助言等を受ける機会を設けられており、そのうち4件につきましては、登録宅建業者との交渉中でありますことから、事業成果の一つとして捉えております。

また、本市には利活用可能な空き家は存在しておりますので、利活用の促進を図るためにも、市報以外の周知としまして、固定資産税納税通知書に飯塚市空き家情報バンクのチラシの同封を行っており、今年度は地域包括支援センター、介護保険指定事業所へのチラシの配付を実施しております。今後も他の周知方法の検討を行いながら、登録件数の増加に努めてまいります。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

空き家バンクの状況、今ご答弁がありました、平成31年度が7件、今年度11月末現在で6件の合計13件と、このような数字でございますが、この数字が多いのか少ないのかわかりませんが、私は決して多い数字ではないと思っております。今のご答弁の最後のほうに、今年度は地域包括支援センター、介護保険指定事業所へのチラシの配付を実施している。今後とも、他の周知方法の検討を行いながら、登録件数の増加に努めるとのご答弁がございましたので、充実した空き家バンク制度となるようにしっかりと検討をお願いいたします。

今、第2次総合戦略における具体的な取り組みについて、ご答弁をいただきました。地域経済の活性化や子育て・教育の充実、インフラやハード整備の充実、災害対策の推進等、多岐にわたるさまざまな事業に取り組んでおられるようでございます。また、先日の同僚議員の質問のやりとりの中でも、移住政策について、いろいろな課題を認識しながらも、飯塚市のイメージをうまく効果的に外部に発信すればよいかを試行錯誤しながら取り組まれており、実際に移住してこようとする方に対する受け入れ体制の整備についても、考えられているようでございます。私自身も、他の地域から転入してこられた人からお話をお聞きしますと、飯塚市は住んでみたらすごくいいところだと、このような声を多く聞くことがございます。本当にそうだと思います。

しかし、逆に飯塚市に住んでいらっしゃる方が飯塚のよさというものを知らないという方もたくさんいらっしゃると思うんですね。ですから、そういった方たちに私たちが住んでいる飯塚市は、こんなにいいところなんですよということを自分たちがやっぱり知らない、まち

の活性化、にぎわいというのはなかなか出てこないのではないかと考えております。人口減少社会が到来している中、人口をふやすということは難しいかもしれませんが、維持していくということが必要だと思います。非常に厳しい政策だと思いますけれども、飯塚市に移住したいと思う方をふやし、今住んでいる方にはずっと飯塚市に住み続けていただくための移住定住を促進し、人口減少を克服していく。そのためには、本日ご答弁いただきましたさまざまな取り組みを推進され、充実されていくことが本当に必要であると、このように思いますので、引き続きしっかりと取り組んでいただきますように要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。12番 江口 徹議員に発言を許します。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

江口でございます。今日は2点、行政のルールとそれともう1点は、新型コロナウイルス感染症対策について、お聞きいたします。

まず、行政の基本的なルールについてなんです。行政とは何だろうと考えるときに、まず、一言で言うと、市民の命と財産を守る、この一言に尽きます。言いかえると住民の人権、そして権利の保障を行うということです。ただし、そのために何をやってもいいということではございません。地方自治法にあるように、適法でなければならぬし、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければなりません。また、補完性の原理であるとか、近ごろ言われるのは、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング、証拠に基づく政策立案というものが進められているように思います。こういったものをベースに、行政はやられるべきであると考えますが、その点についてはいかがですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

質問議員のご指摘のとおり、我々は全体の奉仕者でございますので、適正に事務を執行していくべきと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

その全体の奉仕者、憲法に載っているわけですが、そこを実際にやるために、地方公務員の方々は、職務に当たるに際し、就職する際に宣誓を行います。その宣誓とはどういったものなのか、改めてご紹介ください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

宣誓につきましては、飯塚市職員のサービスの宣誓に関する条例第2条において、新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないと規定されております。宣誓書の内容につき

ましては、『私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います』となっております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今宣誓をご紹介いただきました。そのようなものをきちんとやっていくことが本当に大切であると思っています。そしてそれが、適法になされたものであること。そして最小の経費で最大の効果を目指すために、きちんとやってこられたこと。それをきちんと明らかにすることが、できるようにすることが大切であると思っています。いろいろな政策をやっていく中で、意思形成の後に意思決定がなされます。さまざまな検討をした上で意思決定をするわけですが、例えば、その意思決定については、上司からの指示、トップダウンであることもあるし、片一方では、現場からの提案、ボトムアップで始まるものもあるでしょう。また他方では、私たち議会からの提案であったり、市民からの提案、また企業や団体からの提案もあると思います。ただ、スタートはどれにしる、その全てが市としての行政行為であり、意思決定であり、大切なものであると思います。そう考えると、その全てについて基本的にきちんと記録をしておく。明らかにすることができるよう、行政の透明性を担保するための情報公開であるとか、意思決定の確認ができるような文書管理、そしてまた、皆様方からの意見に対する速やかな回答が必要であると思いますが、その点はいかがですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

まず、ただいまの議員のご質問の中で住民の方々からの要望等について、お答えさせていただきます。外部からの要望につきましては、その内容、重要度と多岐にわたっており、一概に規定することが難しい状況ではございます。例えば、口頭で回答した場合においても記録による情報を残すなど、取り決めは必要であると考えておりますので、今後取り組んでまいります。

また、意思決定につきましては、例えば、現状は上司の指示を文書化することや保存するといった規定等はございませんが、起案用紙においては、決裁、合議での意見を付す欄がございますので、決裁に当たり上司から意見や指示などがあれば、そこに記載され、この文書についてはそのまま保存されることとなります。また、いわゆる職員等からの提案等によって、政策形成がされる場合について、これにつきましては、これといった取り決め等はございません。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

意思決定のスタートに関しては、いろんな方法がある。トップダウンもあれば、ボトムアップもあるし、よそからの提案もあるわけです。それら全てに関して、基本的に適切になされたことがはっきりわかるように、文書管理がなされなければならないということですね。そして、行政の透明性が確保されるように、情報公開がなされなければならない。そして、皆様方のご意見に関してお返事をしなくてはならない。このことはルールと思いますが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

質問議員のご指摘のとおり、行政が意思決定をする場合、あるいは外部からの要望等がある場合につきましては、これについては、いわゆる公開の状況の中で、積極的に対応していくべきと

は考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

その中で、先ほど、ちょっとさきにお答えになられた市民からの要望等に対する応答義務なんですけれども、これについては、そもそも主権者である市民からの要望や苦情であるとか、それについては、市の仕事としては当然のことながらお返事をするというのは当たり前であり、当然のことながら義務であると思いたすがいかがですか。あわせて、それに関して、例えば、文書管理規程の中でも、そちらに関して、記録を残すことになっています。その記録を残すことについても、しっかりやらなくてはならないということは当然なんだけれども、その部分で取り扱いについて、きちんと統一されているかどうか、ちょっとあわせて、お聞かせいただけますか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

ただいま質問議員がご指摘のとおり、住民の方々からの要望等につきましては、当然、回答すべき義務は我々にあると考えております。先ほど、ご質問の中で紹介がありました文書管理規程第38条においては、電話、または口頭による照会、回答、報告などで重要な事項については、その要領を摘記し、この章の規定に準じて処理するものとする規定されているほか、飯塚市苦情等の処理に関する規定第4条において、市への要望や苦情等の申し出があった場合の基本的な対応についても規定されており、苦情、要望等の受付処理簿の様式についても定めております。また、市への問い合わせや苦情については多岐にわたり、大小さまざまなものがございます。この中で重要な事項としましては、その問い合わせ等の内容が組織として共有する必要がある事項であるか否かで判断されるものと考えております。ただ各課において、様式等が統一されていない部分も見受けられますので、今後は、その部分について改善してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

ぜひその点、よろしく願いいたします。続いて、情報公開についてお聞きいたします。先ほど言いましたように、行政の透明性を担保するために非常に重要な情報公開制度、まずその目的について、改めて条例上ではどのようなになっているのか、ご案内ください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

情報公開の目的につきましては、飯塚市情報公開条例第1条に規定しておりますように、住民の知る権利と地方自治の本旨にのっとり、市が保有し、又は保有すべき情報の公開並びにその総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する参画と監視を一層促進し、もって公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与することとしております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

次に、この条例上では、対象となる情報について、どのように定めておられますか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚市情報公開条例におきまして、対象となる情報としましては、同条例第2条第2号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及びディスク、テープその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他直接人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）並びにその他一定の事項を記録しておくことのできるものであって、当該実施機関が保有し、又は保有すべきものをいう」と定義されております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

言われますように職員が職務上作成し、または取得したさまざまな情報であって、実施機関が保有し、または保有すべきものをいうとあります。

次に、実施機関の責務について、ご案内ください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

実施機関の責務といたしましては、飯塚市情報公開条例第3条第1項において、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。同条第2項では、この条例の目的を達成するため、組織的に用いる文書等の作成を怠ってはならない。同条第3項では、文書等の記録媒体に保管していないものの公開を求められたときは、説明等の方法により、当該情報を提出するよう努めなければならない。同条第4項では、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならないと規定されております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

この情報公開条例、情報公開の法制度としては、そもそも地方自治体からスタートしています。その中でも、飯塚市はかなり早い時期に、合併前の話であります。作成し運用してまいりました。時代時代に合わせてバージョンアップしているんですね。飯塚市の現状の条例の特徴とはどういったものなのか、ご案内ください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚市における情報公開条例につきましては、平成13年施行の情報公開法に先駆けて、全国的にもかなり早く昭和61年に施行されております。特徴的な内容といたしましては、条例の対象となる情報の定義について、ほかのほとんどの自治体では、保有するものの一つの規定でございますが、本市条例では、保有するものに保有すべきものを加え規定いたしております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

そうなんです。飯塚市の条例は、保有するものだけでなく保有すべきものとして、きちんと対象をしっかりと、文書管理をなさよというのがうたわれているわけです。その保有すべきものというのは、どういったものがあるとお考えですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

「当該実施機関が保有し、又は保有すべきもの」につきましては、実施機関が飯塚市文書管理規程及び文書事務の手引き等に基づいて管理している決裁、供覧等の内部処理手続を終えたもの

や、これらの手続の途中にある状態のものを初め、各実施機関が公的に支配している実態を備えているものとして、情報がその作成または取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして利用し、または保存されている状態のものを広く捉える趣旨でございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今のところで、やはり大きく争いになるケースが多いんです。政府の動きを見ても、例えば、適切な事例ではないんですけれども、モリカケ問題であるとか、桜を見る会であるとか、そういった問題がございます。そういった中で情報がないであるとか、破棄したであるというのがあります。その情報が適切に保存されることが非常に大切なんですけど、例えば、職員のメモ、皆さん方はお仕事される上で、ちゃんと仕事をするために、記憶に頼りませんよね。記憶ではなく記録に頼りますよね。そうすると、その記録が大切なんだけれども、皆様方が作成するメモ、これは対象となると。それが判例等でも多く出されておりますが、それについてはどのようにお考えですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

質問議員がご紹介の職員のメモでございますが、これにつきましては、ただいま質問の中にもございましたように、いろんな判例でなかなか見解が分かれる部分ではございます。ただし、このメモが行政の意思決定におきまして、いわゆる職員同士が共有をするような内容であれば、これは当然、情報として行政文書としての取り扱いが必要となるというふうに私は考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今回なぜ、この行政のルール、そしてこの情報公開にこだわって質問したかというのと、6月以来、コロナ対策の次亜塩素酸水の問題を追いかけてきているわけです。その中で、情報公開請求をしてみると、果たしてこの状況が適当であるのか、どうなんだろうかというものが出てきたんです。なので、改めてこうやって、やっているんですね。今回、情報公開請求をして、これだけ書類をいただきました。ところがびっくりするのは、その意思形成過程であるとか、上司の指示に関する部分が、かなりないんです。改めてお聞きしますが、上司の指示に関するもの、それに対しては当然のことながら記録しておくべきものであると考えますが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

現状、上司の指示を文書化することや保存するといった規定等はございません。起案用紙におきましては、決裁、合議での意見を付す欄がございますので、決裁に当たり、上司からの意見や指示などがあればそこに記載され、この文書についてはそのまま保存されることとなっております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

上司の指示を書く欄があるよという話がありましたが、当然のことながら、上司の指示をメモすることはあるでしょうし、よそからのお話を聞くこともメモしますよね。残すべきであると考えますが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

繰り返しの答弁になりますが、現状、上司の指示を文書化することや保存するといった規定等はございませんが、これにつきましては、今後、調査研究させていただきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

上司の指示もいろんなことがあるので、1から100まで文書化、記録しろとは言わないんだけど、その中でも、これは残さなくてはいけないよというのは、当然のことながらあると思うんです。基本的にはそういったものは、保有すべき情報に当たる。情報公開条例でいう保有すべき情報に当たると考えますが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

その辺は、まさに質問議員が言われますように、1から100まであり、いろんな指示等があるろうかと思えます。ただし、意思決定をする際に、どれが重要で残すべき、保有すべきか。保有すべきではないというふうに判断する場合もございましょうが、その辺につきましても、調査研究させていただきたいと考えております。

（発言する者あり）

それにつきましても、研究させてください。すみません。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

研究するまでもないと思うんです。これは記録すべき指示であるというものがあるはずなんです。例えばなんだけれど、今回、情報公開請求をしたにもかかわらず出てきていない情報があります。そのうちの 하나가、対策本部会議の会議録なんですが、片一方で市のホームページには概要が載っているんです。その概要を見ると、第13回だったか、4月の対策本部の中で次亜塩素酸水について、市長の指示があったので、検討したんだけどというのがあつたんです。確実に記録にあるんだけど、片一方で市長の指示という情報が全然出てこないんです。こういったものに関しては、当然のことながら保有すべき情報に当たると考えますが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

繰り返しの答弁になって大変恐縮なんですけど、現在、上司の指示を文書化することや保存するといった規定等はございませんので、今後研究させていただきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

規定はなくても、もともと保有すべき情報というものがあつて、それは職務上作成し、あるわけですよね。当然のことながら、それに当たるべき、条例の解釈としてはそれに当たると。規程はその後ですよね。その条例を実現するためにどういうものを整備していかうか、それでできるのが規定でしょう。そこがないだけで、保有すべき情報に当たらないということはないと考えます。これについては、しっかり反省した上でしっかりやっていただきたい。片一方で、この情報公開がきちんとなされるためには、その保管状況、作成、そして保管がきちんとなされてなくて

はなりません。そちらについては、きちんとなされていると考えているのか。またそれについて、チェックをされているのかどうか、いかがですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

文書管理システムへの登録文書であれば、文書の保管場所など保管状況の確認も可能であり、毎年文書整理も行っております。また、保存期限が過ぎた文書につきましては、原則廃棄となっておりますので、その際には廃棄文書リストを総務課に提出していただいております。公文書の保管につきましては、飯塚市文書管理規定において、紙文書による公文書については、文書管理システムにより保存フォルダを作成し、ファイリングキャビネットにおいて整理することが規定されておりますので、各課において適切に保管されているものと認識いたしております。

（発言する者あり）

○議長（上野伸五）

手を挙げて言ってください。総務部長。

○総務部長（久世賢治）

そのように適切に管理されているものと認識いたしておりますが、全てのチェックリスト等について把握はいたしておりません。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

情報公開条例では、情報目録を整備することとなっておりますが、その点はどうなっておりますか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

市が保有する情報を記載した目録は、作成はいたしておりませんが、例えば情報コーナーに設置しております会議録等の公開資料につきましては、年度ごとに、いつ、どのような会議が行われたのかわかるよう公開情報の一覧表を添付し、設置いたしております。また、市が収受した文書や起案文書につきましては、現在、文書管理システムへの登録によりデータ管理しておりますので、内部的にはどの部署が、どのような内容の公文書を保有しているかの確認を行うことができる状況にはなっております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

目録は作成しているんだけど、公開はしていないということですね。条例上でいうとこれはアウトですよ。早急な対応を求めたいと思いますが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

先ほど申しましたように、外部から見えるような状況にはなっておりませんので、これにつきましては早急に是正いたします。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

情報の検索をする上では、目録、そしてそういったものの作成が非常に重要でありますし、そ

れが市民の皆様から見えることが大切であるからこそ、条例になっているわけです。ぜひ、その点については早急な対応をお願いいたします。

次に、先ほど会議録の話があったんだけど、会議録の作成については何らかのルールがございますか。というのは、会議体によっては会議録の作成が非常におくれるケースが散見されます。その点について、どうなっておりますか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚市情報公開条例第16条第2項において、実施機関は、会議について、会議録を適正に作成するものとする規定がございますが、会議開催後、いつまでに作成、公開するといったことに関しては、特に規定されておられません。また現状、会議録がどの程度の期間で作成、公開されているのかにつきましては、把握できておりません。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

会議録の作成については、どうしても例えばテープ起こしが必要で、今はテープではないんだけど、そういったことを考えると、時間がかかるのもやむを得ない部分があるかもしれません。そうすると、それまでにどうやって、皆様方に情報を届けるのかを考えると、記録のあり方を考え直す必要があると思っています。例えば、こちらのほうがいいと思っているんだけど、音声記録を正式な会議録とする。その要約版を文字でつくる。そうすると、すぐに公開できるわけです。僕らの今やっている本会議も、当然のことながら、ネットで中継されて、正式な公文書としてできるのは、約3カ月後なんです。ところが市民の皆様方、これを傍聴もできるし、ネット中継でも見ることができる。録画でも見ることができるわけです。そういった形で情報公開というのは進んでいると思いますので、時代にあったルールをぜひ、考えていただきたいと思っています。

ちょっと時間がなくなってきましたので、早足でいきますけれど、協働のまちづくりというお話をずっとされます。協働のまちづくりを進めるために、必要なルールというのはどういったものになるとお考えなのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今年度、4月から施行しました飯塚市協働のまちづくり推進条例におきまして、協働のまちづくりにおける基本理念を定め、市民等、活動団体及び市民の役割、市の支援等に関し必要な事項を定めております。また協働の定義といたしましては、市民等、活動団体及び市が相互の理解と尊重の下、対等な関係となるよう役割と責任の分担を明確にし、共通の目的及び目標に向かって相互に取り組むことといたしております。このことが協働のまちづくりを進めるために必要なことと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

協働のまちづくり推進条例ができたんですが、欠けているものがあると思っています。それは参画のルールなんです。どのような形で、市民の皆様方が参画できるのか。そこのルール化が必要だと思っています。あわせて、行政のルールについて、るるお聞きいたしました。基本的には、この情報公開については、一遍しっかりと見直しをしないといけないと思っています。というのは、先ほど指摘したように保有すべき情報というものが、確かに起案文書として、実際の事業

化される部分の最後の部分は出てくるんだけど、そこにかかわる分、なぜそれが必要とされたのか、それに関してどう検討したのかというのが出てこないんです。また、言ったように、上司の指示というものが、文書化のルールがないということです。なぜ、情報公開が必要かという、先ほど言われたように、透明であることもそうなんですけれど、片一方では民主主義、住民主権と言われる中で住民が参加するためには、情報がなくては参画はあり得ません。片一方では、職員の皆様方、そして市長、いろんな関係者の方々の意思決定が正しくなされたことを立証するためにも、この情報公開、公文書の管理というのは必要なんです。幾ら口でこれこれこうだからと言っても、それを立証するものがなければ、いやいやそうは言うけれど、何もないではないかと。一見、なぜこういった決定をと思われることであっても、きちんと書類を見ていくと、これこれこういうことだったのかとわかる部分があるんです。それが市長を初め職員の皆様方のそれぞれの意思決定の正当性を立証することになるんです。皆様方を守るためにも情報公開はある。市民を守るだけではなくて。ぜひ、そのことを考え合わせて、この点についてはしっかりやり直していただきたいと思います。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策について、お聞きいたします。非常に、第3波と呼ばれる状況になって厳しい状況になってきました。また、今回残念ながら飯塚市内でも、学校が今2校休校となっています。そういった中で事業活動についても大きな影響が起きているかと思うんですが、事業活動の影響の現状をどのように把握しておられますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

市内の経済状況につきましては、令和2年9月28日から10月30日を調査期間といたしまして、飯塚商工会議所、飯塚市商工会、飯塚観光協会などと連携いたしまして、アンケート方式による実態調査を実施いたしております。また、あわせまして、飯塚商工会議所とともに中心商店街の空き店舗調査を実施しているところでございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

現状の支援策は十分ですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

新型コロナウイルス感染症が継続している中で、ここまでやれば十分という判断はなかなか難しいものと考えております。本市といたしましては、事業継続と雇用の維持を図る市内事業者への支援を最優先とした上で、感染拡大防止と地域経済回復の視点、コロナ収束後の地域経済の活力向上の視点をもって、総合的な取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今後、どこが厳しくなっていくと考えておられますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

先ほどの実態調査から分析したところによりますと、6カ月後の売り上げ見通しの中で、飲食店やサービス業、運輸業、旅館ホテル業、小売業は今後も厳しい経営が続くものと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今後の支援はどのように行われますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

繰り返しの答弁になるかと思いますが、ウイズコロナのフェーズにおいて、事業継続と雇用の維持を図る市内事業者への支援を最優先とした上で、実態調査において既存商品やサービスを見直す事業者が多いことから、経営に関する取り組みへの支援や3密対策など、感染拡大対策や売り上げ増加につながる支援など、事業継続に経営改善を行おうとする頑張る事業者を応援したいと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

雇用確保について、再三お聞きしていますが、この点はどうなっていますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

雇用対策の現状につきましては、現在、会計年度任用職員として直接雇用する事業や失業者やアルバイトの減少した大学生を雇用する委託事業を実施しております。事業の進捗につきましては、11月末時点の状況といたしましては、会計年度任用職員が7名、委託事業で大学生が55名、失業者が17名の合計72名となっております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

72名、市民生活を考えると、もっともっと上積みが必要なのではないかなと考えています。この経済対策についてなんですけれども、今回の補正予算で経済対策の予算が削減されています。事業継続応援貸付事業費が3億5千万円の減、新しい生活様式対応事業者応援事業費が1億7千万円の減、テナント入居事業者事業継続応援事業費が2億6千万円の減となっており、商工費全体では8億円の減なんです。いずれの事業も、事業募集が終了したからといって減らしたいというふうな形かもしれませんが、片一方で、市中を見るとまだまだ皆様方は厳しい状況にあります。そういったこと考えると、こちらの部分を終わったから、がんと切るのではなくて、例えば、一つは延長する、もう一つは形を変えて新しいやり方をする。ニーズに合わなかったからやめるのではない。ニーズに合わなかった、もしくは募集期間が終了したからやめるのではなくて、今、市中で何が必要かを考えた上でそれに変わっていくことをしないと、間違ったメッセージを発出することになりかねません。この予算を見たとき、今後は大丈夫なんだと。これだけ減らしても、市内の事業者は大丈夫なんだ。市民の皆様方は思うかもしれませんが。片一方で事業者の皆様方からしてみれば、これがなくなると言ったけれど、まだ厳しいんだよ。何か変わりがあるのでは、こういったものを新しくつくったので、こちらのほうがニーズに合っていると思いますよ。ぜひ、こちらを利用してください。継続を頑張ってくださいと言われるんだったら勇気づけられるんだけど、切るだけだったら、私たちはもうこれで十分と思われているのと、誤った認識さえ与えてしまいます。そういったことがないように、しっかりやっていただきたい。

飲食店については、例えば今回クラスターが発生したお店については、県のやっているステッカーとかも張っておられなかった。対策をしっかりやっておられなかったのではないかという報

道もありました。そうすると、そういったことをきちんとやってください。やってから、その部分に関しては支えます。県だけではなくて市も一緒に支えますからというメッセージをしっかりと発しながらやっていくことが大切だと思っています。

ちょっと時間が厳しくなってきましたので、次に、市民生活について現状をどのように把握しておられるのか、そしてまた、現状の支援策が十分と考えておられるのか。今後、どのように支援していかれるつもりなのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

本市におきましても、新型コロナの影響から日々変化していく市民生活の状況をいち早く把握し、それに対応する新たな手段を講じていくために、さまざまな角度から市民生活について、分析を行っております。経済活動が停滞することにより、まず、変化があらわれますのが生活保護率でございますが、生活保護の状況につきましては、申請者がこのところ大きな変化が見られず、引き続き減少傾向が継続しております。また、新型コロナの影響による生活保護の開始のケースも5月以降、6件のみでございます、この影響が余り大きく見てとることができる状態ではございません。

また別の指標といたしまして、新型コロナの影響によって、廃業や失業、または収入が減少となった方々に対する社会福祉協議会が行っております生活福祉資金の貸付金がございます。このうち、3カ月にわたって受けることができる総合支援資金貸付金、これは貸し付けを受けて、なおも収入が回復しない場合には、延長が可能となっている制度でございますが、この制度の貸付金の申請者総数1206件のうち、延長申請をされた方が592件でございます、この方々については新型コロナの影響が長期に及び非常に厳しい経済状況で生活されているものであるというふうには、認識をしております。この延長の貸し付けをされた方々の業種別や男女比率等分析を試みましたが、業種別では、飲食業が128件と最も多く、無職が96件、建設業が89件、運送業が67件、製造業が35件となっております。また年齢層や男女比、ひとり親などのカテゴリー別で分析を行いましたが、特に、特筆すべき傾向がございませんでした。そのほか、求人求職の動向等についても注目しております。新型コロナが市民生活へ大きな経済的な打撃を与えているとは考えておりますが、まだそれが表面化していないというふうな分析をしているところでございます。また、支援策が十分かというご質問でございますけれど、生活保護の適用状況からもわかりますように、現時点ではこれまでのさまざまな支援策が市民の生活にとって効果があったのではないかとこのふうには考えております。

しかしながら、この感染症が社会経済に与える影響も長期化をしてくれておまして、さらに国内では第3波の感染拡大期に入ってきているなど、いつ収束となるか、出口が見えない状況でもございます。現時点での支援が十分なのか、判断が難しいものの、一定の効果があったものと考えておりますが、今後もどのような方々を対象とした支援策を講じることが有効であるかをしっかり見きわめるため、広く情報収集を行いその分析に努めてまいりたいと考えております。

また今後、どのような支援を行っていくかということでございますが、今後も経済状況の動向を継続的に注視しまして、どのような方々に支援を講じることが最も有効であるかを見きわめる必要がございます。その間に困窮状態に陥られた方に対しましても、生活困窮者自立支援法に基づく生活確保給付金や家計改善支援、その他の利用可能な各種施策の案内も含めた生活再建のための支援を提供してまいりたいというふうには考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

ありがたいことに飯塚市では、そういった状況下というふうな話ですが、片一方、新聞報道を

見ていると、残念ながら自殺者がふえたという報道があります。資料を市側からいただきました。飯塚市においてはそんなに自殺はふえてないということなんですけれど、自殺がふえた、そしてまた、それが若い方の女性の自殺がふえているという報道もございます。また、仕事をなくされた方々も多くふえてきたという報道もあります。ぜひ、先々を読んで適切な手を打っていただきたいと思っています。その部分ではやはり、先ほど経済対策のところでも申しましたが、雇用の確保という部分でできることは多いのではないかと思います。ぜひその点、しっかりやっていただきたいと思います。

嘉穂劇場につきましては、先般、金子議員の質問中で、市長のほうからしっかりと支えていくという発言がございました。ぜひ、しっかりそこはやっていただきたいということを要望しておきます。

最後に、次亜塩素酸水についてなんですが、9月11日に無人下で使うという発表がありました。現在、状況としてはどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

現在の状況でございますけれども、基本的には活用の仕方につきましては9月10日に市長決裁を受けて、その活用方策に基づいて実施しているということになりますので、あくまでもソリューションウォーターについては、物に対する除菌、消臭として活用するということといたしております。また、霧化装置につきましても、無人下での使用ということで国が示している方針に基づいた上での使用ということとしておりますが、現時点では、小中学校及び保育所などでは無人下での霧化装置を活用するというところまでは行っておりません。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

11月16日の対策本部会議において、霧化器の使用について検討されています。その概要をお聞かせください。そしてまた、そういった形に至るまでの検討内容について、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

11月16日の対策本部の中では、霧化装置については、加湿器としての活用ということで、方向性を示しております。これに至った経緯といたしましては、11月11日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のほうから、寒冷な場面における感染防止対策の徹底についてという事務連絡が出ております。その中で、感染防止等のポイントの一つとして湿度40%以上を目安とした適切な保湿が挙げられておりました。そのため、本市としても、新型コロナウイルス対策室で霧化装置を加湿器として活用することを対策本部に提案し、決定されたという経緯でございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

現在、そういった加湿が必要な状況なので、加湿器として使う。これは非常に理解するところなんですけど、他方で加湿器としての使用が不要になる時期が当然来ます。そうなったときにもう一度、無人下であれ、次亜塩素酸水の空間噴霧のために使うということになりますか、その点いかがですか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

現在は9月の活用方策で示しました、無人下での霧化装置の活用から加湿器への活用ということで、今のところは、活用方法については変わっております。お聞きのところは、寒冷期が過ぎた、いわゆる湿度が高くなったときの霧化装置の活用ということでございますけれども、現時点では、決定しておりませんが、今後の活用につきましては、市内での感染状況、それから国が示している方向性を踏まえて、やっていきたいと思っております。私どもとしても、霧化装置につきましては、次亜塩素酸水を使うに当たっては、国が示していますような国際的に無人下による空間噴霧については国際的な評価方法が確立されていないので、推奨しないという国の考え方でございますので、私どもとしても、評価方法が確立されて、きちんと使っていいよというようなことができない限りは、有人下での使用はしないというふうを考えていく。今後の使用についてもその方向性に変更はございません。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

ということは、9月10日の決定については一旦白紙になって、今後、状況を見て考えるということではよろしいですか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

白紙というか、もともとの9月10日の分というのが、国が示しました次亜塩素酸水の活用の方向性に準拠した形での使用となりますので、今後もこの国の考え方を示した方向での活用というものを考えていくということでございますので、全く白紙ということではございません。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

そうなんですよね。見る限りでは、全然わからないんです。9月10日の決定の基本となった第23回の対策本部の会議録です。頭から真っ黒。ずっと黒い部分が多いです。またこちらのほうは、アドバイザー会議のやつ。次亜塩素酸水に関する部分でも黒が多くあります。この状況の中で、私どもは、きちんと検討されたかどうかかわからないんですけど、幾らか情報提供されたので、それをベースに考えました。今、国の方針というお話があったんですけど、国の方針はあくまで次亜塩素酸水を物に対する消毒、それも拭くか、つけおくか、これについてはいいようなんです。空間噴霧については、何らお話をされていない。特に有人下ではすべきではない、推奨しないとなっており、無人下においては、それぞれお任せしますので検討してください。ただ、各国の話を見ていると、いやそれは噴霧すべきではないよというものが幾つかあるというのは、経産省とかのファクトシートに出されたところなんです。では、本当に有効なのか無効なのか、話の中で、今まで答弁であったのは、物の消毒には有効なんだという話でした。ところが、この資料にあることを読み解くと果たして有効なのかということに行き着くんです。

例えば、この霧化装置の使用方法は、1時間無人下で噴霧しますとなっているんですけど、1時間噴霧するとどの程度液が出ていくのか。計算すると、これは1時間で400ミリリットル霧化できる機械なんです。教室がどのサイズかと考えると、大体64平方メートルぐらいなんです。64平方メートルに漏れなく霧化した部分が、漏れなく落ちたとすると。蒸発せずに落ちたとすると、どのぐらいの高さになるのか。計算すると何と0.00625ミリメートルなんです。物を拭くときとかは、基本的にひたひたにして、時間をおいて拭きとってくださいねと言っている。その物に対して、全般に霧化装置でばらまいたとすると0.00625ミリメートルなんです。と

ても有効であるとは考えられません。片一方で、霧化器の中ではどれだけ霧を遠くまで飛ばせませよというのがあるんです。それを見ると、最大到達距離は1.2メートルなんです。皆様方が検討したのは教室に1台置くなんです。例えば、これから向こう側が教室としましょう。ここに1台置くんです。真ん中に置いたとしても、半径1.2メートルしか届かないわけです。教室は、何メートルあるかという、7メートル掛ける9メートルであったりとか、8メートル掛ける8メートルであったりするわけです。つまり、1台の霧化器では、当然のことながら、有効な部分には届かないわけです。ところが、そういった検証がなされたのかということを見ると、残念ながらそういった部分は全くないんです、この中には。この霧化器が有効なのかどうか。改めてお聞きいたしますが、再開するに当たり、私はこういったことを考え合わせると、無理だと思っただけけれど、そういった有効性も含めてしっかり考えていただけますか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

いろいろとご指摘ありがとうございます。私どもとしては、私ども自身が、もちろん検査ということができるわけではございませんので、販売された企業さんとも連携し、なおかつ国が示しております考え、そういったものに基づいた上での使用を今後も考えてまいります。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

そうは言われるんだけど、今回の情報公開請求では、メーカーからの資料も提供されない。問い合わせ記録も出てこない。会議録も出てこない。他の商品の検討資料も出てこないわけです。有効性、安全性の評価に関する資料も出てきておりません。そういったことを考え合わせると、果たして今までの検討が十分だったのか非常に疑問に思いますので、その点をしっかり考えた上でやっていただきたい。何よりも、この次亜塩素酸水の噴霧については、私は、当然のことながら、今言ったようなことを考えると教室に1台置くとかいうだけでは無理だということを改めて伝えておきますので、しっかりと検討していただきたい。以上で、私の質問を終わります。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。「議案第103号」から「議案第135号」までの33件を一括議題といたします。

ただいまより質疑通告に基づき議案に対する質疑をお受けいたしますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき、自己の意見を述べることなく、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及んでいると判断した場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑回数を制限させていただきますので、あらかじめご了解願います。

「議案第103号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今回の補正では、新型コロナウイルス感染症対策として計上した予算の減額補正があります。この際、今回補正に至る新型コロナ対策関連予算について、財源を含めて総括的に予算計上、執

行、補正の状況を今回の補正後まで時の流れに沿って示していただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

財政課長。

○財政課長（落合幸司）

新型コロナウイルス感染症対策の予算につきましては、補正第1号、4月28日に専決しておりますが、こちらの補正予算におきまして、市独自事業を計上しております、ひとり親家庭等応援金、保育施設・放課後児童クラブ・医療施設に従事する方に対する応援金、事業継続応援金、事業継続応援貸付事業などを補正しております。

補正第2号、4月30日に専決した補正予算では、国の補正第1号に係る事業を計上しております、特別定額給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業などを補正しております。

補正第3号、5月の臨時会に上程した補正予算では、市の独自事業として、介護サービス事業所・障がい福祉サービス事業所に対する応援金、事業継続のため業務形態転換等に取り組む事業者に対するIT導入等応援補助金などを計上し、国、県の補助制度を活用しまして、緊急雇用創出事業、教育用情報機器整備経費などを計上いたしております。

ただいま申し上げました3つの補正予算では、主に市民生活の維持、雇用の維持、事業者の事業継続を応援する予算を計上いたしております。

これ以降の補正予算につきましては、補正第4号、6月定例会で上程させていただきました補正予算ですが、市の独自事業として地域活性化応援券発行事業、ひとり暮らし大学生応援事業などを計上いたしております。

補正第5号、6月定例会におきまして追加提案した補正予算でございますが、市の独自事業の事業継続応援金の増額などを計上し、国の事業のひとり親世帯臨時特別給付金事業を計上いたしております。

補正第6号、7月の臨時会で上程した補正予算ですが、こちらで市の独自事業として啓発パンフレット、ハンドソープ、エコバッグ、ごみ袋の配付事業、新型コロナウイルス感染症との同時流行防止のためのインフルエンザ予防接種助成事業、新しい生活様式対応事業者応援金、テナント入居事業者事業継続応援金、避難所用パーテーション、簡易ベッド等購入費などを計上し、国、県の補助制度を活用しまして、再就職応援事業、小中学校学習保障事業などを計上いたしております。

補正第8号、9月の定例会で上程いたしました補正予算ですが、国、県の補助制度を活用しまして、私立保育所、認定こども園、幼稚園に対する感染症対策用品の購入費補助金、学習支援員、スクール・サポート・スタッフ配置経費などを計上いたしております。

今回の補正予算である補正第10号では、市の独自事業として自治会活動感染症対策補助金、地域外来・検査センター運営費補助金、事業継続相談事業を新規計上し、IT導入等応援補助金の増額の補正をいたしまして、それから、県補助金を活用しまして、スマート農業推進強化事業費補助金を新規計上いたしております。また、事業費の確定や執行見込み額により、市の独自事業分の医療施設従事者応援金、事業継続応援貸付事業、新しい生活様式対応事業者応援事業、テナント入居事業者事業継続応援事業、国の補助事業の特別定額給付金事業などを減額補正いたしております。

今回の補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額分は3369万2千円、減額分は9億946万2千円で、差し引き8億7577万円の減額となっております。

補正第4号以降の補正予算では、主に市民生活の維持、雇用の維持、事業者の事業継続を応援するとともに、新しい生活様式への対応と地域経済の回復を目指した予算を計上いたしております。

今回の補正予算第10号の後の新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、市独自事業分が事業費51億7343万6千円、国、県の事業分が144億4632万7千円、令和

2年度全体では196億1976万3千円となっております。この額から国の地方創生臨時交付金19億4919万9千円を含めた、特定財源186億2178万8千円を差し引きいたしました一般財源の額は9億9797万5千円となっております、これは新型コロナウイルス感染症に活用する財政調整基金繰入金の予算額と同額となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今、答弁を聞いておりました。それで、一般財源としては約10億円ということなんですけど、GIGAスクールにかかわる市独自財源の出勤は幾らでしたでしょうか。

○議長（上野伸五）

財政課長。

○財政課長（落合幸司）

失礼しました。教育用情報機器整備事業、タブレット端末の整備事業のことだと思いますが、それに関する一般財源としては6億2千万円程度を想定しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

財政調整基金からの繰り出しが約10億円ということのようですけど、ことし3月末の財政調整基金と減債基金を合わせた額は幾らだったでしょうか。

○議長（上野伸五）

川上直喜議員、議案第103号に対する質疑をお願いいたします。

○8番（川上直喜）

はい。

○議長（上野伸五）

財政課長。

○財政課長（落合幸司）

財政調整基金と減債基金の合計額で、令和2年度末の額は119億4300万円程度でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今回、減額補正にかかわってそれぞれの時期の補正による事業の取り組みの効果、どう評価しているのかお尋ねします。執行状況、効果、減額の理由も示してください。

○議長（上野伸五）

福祉部次長。

○福祉部次長（渡部淳二）

それではまず、特別定額給付金についてお知らせいたします。

特別定額給付金でございますが、予算としまして128億円の計上をしておりました。支給対象見込みを12万7760人として、その後の増減を考慮して12万8千人分の支給を予定しておりました。結果、12万7625人となりましたので、375人分、3750万円を減額補正するものでございます。

この特別定額給付金の評価でございますが、今回の特別定額給付金につきましては、国が制度設計を行い、給付対象や給付金額についても国により決定されていることから、これを評価する立場にはございませんが、今回の給付金の規模は過去にない大きなものでございましたので、この給付金が支給されたことによって生活に困窮されている方々にとりまして、少なからず生計維

持の一助になり、一時的には安心されたものではないかと、そのように考えております。しかしながら、今度の特別定額給付金の支給により、この新型コロナウイルスによる市民の皆様の経済的混乱が解決されて、以前のような状態に回復しているというふうには考えておりません。今後も市民の皆様が一刻も早く以前のような生活を取り戻せるよう、さまざまな制度を活用して生活再建のお手伝いをさせていただきたいと、そのように考えております。

○議長（上野伸五）

高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

私のほうからは介護サービス事業所等応援金についてご答弁申し上げます。

介護サービス事業所等応援金につきましては、市内429事業所に対しまして各事業所等へ申請書をお送りいたしまして、そのうち、11月末日現在で426事業所へ支給が完了いたしております。2事業所が申請を辞退され、電話等において複数回の勧奨を行っておりますが、1事業所から申請がなされておりません状態でございます。

減額した理由につきましては、この事業につきまして、5月の補正予算で9千万円として見込んで予算を計上いたしておりましたが、事業所の数が429事業所と確定いたしましたので、執行残として240万円の減額補正をしているところでございます。

この事業の効果でございます。新型コロナウイルス感染症対策としまして、各事業所等へ10万円から50万円の応援金を支給したところでございますが、感染予防対策の経費の負担を軽減することを目的としていたことから、その目的に資する用途であれば内容の制限はしていなかったため、各事業所が新型コロナウイルス感染症対策に活用されているものと考えております。全ての事業所に確認したわけではございませんが、活用方法の一例として、感染予防対策に役立つ物品の調達、空気清浄機、加湿器、飛沫防止のカーテン、ビニール手袋などの調達や、従業者に対する割り増し賃金や危険手当の人件費等に活用されていることであるように聞き及んでおりますので、一定の効果があつたと認識いたしております。また今回、感染症対策であれば用途を限定しない応援金は使い勝手もよく、ありがたかったと喜びの声もいただいております。

○議長（上野伸五）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（古野知恵子）

社会・障がい者福祉課からは、障がい福祉サービス事業所応援金についてご報告いたします。

障がい福祉サービス事業所応援金につきましては、令和2年6月8日に申請書類等を発送いたしまして、第1回目の支給を6月24日に行い、8月19日に最後の支給を行っております。申請等の実績といたしましては、対象事業所が157事業所でございます、この全ての事業所から申請がございまして、支払いを完了しているところでございます。

応援金の減額補正につきましては、応援金の額は事業所の規模に伴いまして10万円から50万円としておりましたが、予算編成時には支給対象事業者数を164事業者としておりましたけれども、対象事業者数の確定により157事業所となりましたので、その差額を減額補正するものでございます。

また、効果につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、各事業所等へ10万円から50万円の応援金を支給したところでございます。介護サービス事業所等応援金と同様、感染予防対策の経費の負担を軽減することを目的としていたことから、その目的に資する用途であれば、内容の制限はしていなかったため、各事業所等が新型コロナウイルス感染症対策に活用されているものと考えております。事業所に確認したわけではございませんけれども、活用方法の一例といたしましては、感染予防対策に役立つ物品の調達や、従業者に対する割り増し賃金や危険手当の人件費等に活用されていることであるように聞き及んでおりますので、一定の効果が

あったと認識しているところでございます。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（長尾恵美子）

保育施設等従事者応援金の交付状況、効果、減額の理由について説明いたします。

交付状況について申し上げますと、申請者912人に対し2736万円を支給しております。

その効果ですが、保育施設から保育士等の退職が例年よりも多かったという情報は入っておりませんので、コロナ禍における離職防止には効果があったと考えております。従事者から直接ではございませんが、施設長からは大変喜ばれていると聞いております。

減額の理由については、市及び県に届け出された保育士等の人数を参考に、1人当たり3万円を1千人に支給することと見込んでおりましたが、実際は912人であり、事務費を含め残額129万円を減額しております。

○議長（上野伸五）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（瀬尾善忠）

医療施設従事者応援金につきまして、交付状況、効果、減額理由について説明をさせていただきます。

交付状況といたしましては、当初8500人を想定いたしましたけれども、実際支給を終えまして6629名に支給をさせていただいております。支給後、各診療所、歯科、薬局等々につきましては再度確認をさせていただいて、支給の漏れがないというところで確認をいたしております。

効果といたしましては、医療機関従事者の方から非常にありがたかったという感謝の言葉をいただいております。

減額理由といたしましては、先ほど申しましたように8500名を想定いたしました。当初、それぞれの医療機関の従事者の数については正確な数を把握できておりませんでしたので、医師会等に確認をし、それで概算の数字で計上いたしましたので、実際支給を終えまして、ちょっと余裕を持ったところで計上いたしました関係で、今回減額をいたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ひとり親家庭等への5万円支給の件ですけれども、生活保護の世帯については除外しておりましたが、本会議でもやりとり、質疑、答弁しました。それで、生活保護世帯に支給した場合は、国に情報を提供することという通知が来ておったということが明らかになったわけですけれども、その後検討したことがありますか。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（長尾恵美子）

この事業につきましては既に終了しており、今後、生活保護世帯に対し追加給付をするといったような考えはございません。ただ、今後類似するような事業を行う際には、これらを含めた制度設計をしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

次に、高齢者予防接種、インフルエンザについて、お尋ねします。どういう状況ですか。

○議長（上野伸五）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（瀬尾善忠）

高齢者インフルエンザの委託の増につきましては、最初の段階では昨年の状況から予算を計上いたしておりました。今年度はコロナの影響があり、接種者が増加すると想定できましたので増額をいたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

増額の根拠となるものは何かありますか。

○議長（上野伸五）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（瀬尾善忠）

増額の根拠というものはございませんが、例年55%程度の接種率でございますけれども、本年は約60%の接種があるところで想定をいたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その60%というのは、例年55%なら90%でもいいわけですよ。予算組みとしてはね。60%という数字の意味は何かあるんですか。

○議長（上野伸五）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（瀬尾善忠）

先ほど申しましたように、60%の根拠というものはございません。ただ、このコロナの感染の中で、インフルエンザとの混同が予想できますので、ある程度数がふえるというところで計上いたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

もちろん自主的なことですから、ふえていけばさらに増額補正ということもあるんでしょうけど、この予防接種の効力期間はどの程度なんですか。つまり、私は2回接種、2回目の接種であっても助成するというようなことは検討されたかどうかお聞きしたいわけですけど。

○議長（上野伸五）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（瀬尾善忠）

インフルエンザワクチンの効果期間につきましては、大体10月に打った場合ですけれども、大体2月程度というのを言われております。その分で2回目の接種がどうかというところのご質問かと思っておりますけれども、2回目の接種については想定をいたしておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

考えていただきたいと思います。

それから、次に、地域外来・検査センター運営費補助金交付事業費について、どういうふうなことなのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

新型コロナウイルス対策室長。

○新型コロナウイルス対策室長（久家勝行）

地域外来・検査センターの経緯と概要についてご説明いたします。

本市は本年の3月の当初から今回のコロナ感染症対策として、医療崩壊とか院内感染というもの、当初危惧いたしておりました。したがって、医療機関外にPCR検査場を設置する必要があるのではないかということで、医師会と協議をしてきたところでございます。そして、4月15日には国のほうが厚生労働省が地域外来・検査センターの都道府県、それから郡市区医師会等への運営委託という方針を出しております。そういった方針を受けて、飯塚医師会と協議し、実施する場所については飯塚市が担当していこう、そして運営に当たっては、医師会だけではなく、2市1町連携して取り組むというようなことで、5月18日に開設したものでございます。

この検査センターの運営費につきましては、国や県が必要な経費を補助するということになっておりましたが、人件費のうち、医師会の事務局スタッフの費用については補助対象外となったことから、医師会と2市1町で協議し、今回の補助を行うことといたしております。その補助の金額につきましては、医師会の事務局職員の検査センターでの業務に従事する所要時間、それから国の補助金要綱等を考慮して1人当たり1日5千円を基準として計上しております。また、負担については2市1町で負担割合を決めまして、これは受診者数で案分して負担するというようなことでございます。これが経過と概要でございます。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

「議案第104号」から「議案第112号」までの9件については、いずれも質疑通告がされておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第113号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

新型コロナ対策関連ということで、今回補正にかかわって、こういう検討をしたかをお尋ねしたいんです。学校における子どもたちの安全の対策、学びの保障とともに、心のケアが非常に重要で、その点で給食を通した心のケアについて、必要だと思われる事業を何か検討したかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（上野伸五）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

まず、今回の減額補正でございますが、新型コロナウイルスの影響による学校臨時休業のため、4月及び5月の給食休止による年間給食日数が減となったことによるものでございまして、収入の主なものは給食費、それから歳出の主なものといたしましては、賄材料費を減額いたしております。この間に、7月の臨時議会のほうでも予算計上いたしまして、承認いただいております小中学校の夏休み期間中に出校する児童生徒への応援メニューといたしまして、デザートを提供いたしております。また、保護者負担の軽減を図る点で、年間の授業日数が不足したことに対応いたします給食日数7日分を、公費を財源といたしまして、この材料費に充てております。また、現在もそうなんですけれども、安全安心な給食の提供のために、日常の給食調理従事員の健康管理、それから給食室の衛生管理の徹底を行うことで、安全安心な給食の提供に努めているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その応援メニューは何回したんですか。

○議長（上野伸五）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

応援メニューは1回でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

1回しかやらなかったんでしょう。それで、今回補正するに当たり、今後こういうような心のケアにもつながっていく応援メニューを何か考えたのかというのが、先ほどの質問の趣旨だったんですよ。考えてないですか。

○議長（上野伸五）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

応援メニューにつきましては、7月臨時議会のほうでご承認いただいたところなんですけれども、まずは安全安心な給食の提供、これが大前提でございますので、しっかりと給食の提供ができる環境を整えるということで、日々業務をしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

非常に冷たい。それから学校給食会のことが福岡市の関係で報道がありました。本市の場合、今度補正が出ているんだけど、現状として、この学校給食会を通した食材確保はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

まず、公益財団法人福岡県学校給食会でございますけれども、福岡県内の全自治体で食材の購入をしているところでございます。飯塚市におきましても、食材の70%を学校給食会から調達しております。まず、小中学校の栄養教諭が毎月必要量を納品業者に注文いたしまして、それからその購入量をもとに、給食会から学校給食課へ請求がっております。令和元年度の給食会からの購入額につきましては、全体の4億6527万円に対しまして3億1472万円と67%ほど、この学校給食会から食材を調達しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今回、補正予算をつくるに当たって、福岡市の対応、新しいやり方について、参考にして検討したことがありますか。

○議長（上野伸五）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

福岡市では本年度から、先ほど申し上げました福岡県学校給食会から調達をしておりますお米と牛乳とパン、この3品を直接業者から納入することによりまして、年間で約5500万円の経費削減を見込んでおります。本市におきましては、この報道を受けまして、試算といたしますか、していておりますけれども、まず、お米に関しては、JAふくおか嘉穂がJA全農さんを通じた販売を行っているため、直接販売することについては協議が必要であるというふうな回答をいただいております。また、パンに関しましては、福岡県学校給食会が仕入れております小麦粉の金額、これは直接納入業者から仕入れた場合に、その金額より低く設定することはちょっと難しい

のではないかとといった回答をいただいております。それから、牛乳に関しましては、学校給食用牛乳制度の中で、牛乳価格及び配送料が低く抑えてございます。配送料につきましては、飯塚市が直接業者から仕入れることで配送料は高くなるのではないかとというような回答を得ております。福岡市が行って、飯塚市も同じようなことができるのかということにつきましては、やはり福岡市はスケールメリットがございます。また、福岡県学校給食会を介さないことによる物資の安定供給が見込めないことから、今のところ検討は行っていないという状況でございます。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

「議案第114号」から「議案第117号」までの4件については、いずれも質疑通告がされておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第118号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今回の議案提出は国において地方自治法が改正されたことに伴うものですが、国はこの法改正に向けて、どういう取り組みをしてきたのか。また、法改正の後、どういう動きをしているのか、把握されているところをお尋ねします。

○議長（上野伸五）

監査事務局長。

○監査事務局長（林 利恵）

平成28年3月16日に第31次地方制度調査会が内閣総理大臣に「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」を提出し、この提言を踏まえて、平成29年6月9日に地方自治法等の一部を改正する法律が公布されました。地方制度調査会は、個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等について調査審議を行い、その結果、「ガバナンスのあり方」や「外部資源の活用による行政サービスの提供」等について、提言や今後の方向性が示されました。改正法では、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、「内部統制に関する方針の策定等」、「監査制度の充実強化」、「地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し」等を行うよう関連する規定の改正が行われました。監査専門委員はこの「監査制度の充実強化」の方策の一つとして創設されたもので、監査委員に常設または臨時の監査委員を置くことができること、監査専門委員は専門の学識経験を有する者の中から代表監査委員が選任すること等が規定され、平成30年4月1日に施行されました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その後の国の動きはないですか。

○議長（上野伸五）

監査事務局長。

○監査事務局長（林 利恵）

これに関しての動きということはありません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうすると、本市においてこの法改正の後の取り組みというか、この議案を提出するに至る経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

監査事務局長。

○監査事務局長（林 利恵）

本市の監査委員は、地方自治法の改正前から飯塚市監査規程を制定し、監査制度の充実強化を図ってまいりました。例えば、一般行政事務を対象に監査を行う行政監査については、以前は、定期監査の中であわせて行っておりましたが、平成28年度からは個別にテーマを決め、全庁横断的に実施しております。また、昨年度は本市では初めて工事監査を行い、専門的な分野からの監査も行いました。このような中、改正法により、平成30年4月から監査専門委員を設置することができることとはなりましたが、監査委員からは、まず、新たに監査委員が定めることとなった統一的な監査基準の策定を第一に行うということを示唆を受け、総務省から平成31年3月に通知された地方公共団体に共通する「監査基準（案）」、全国都市監査委員会が令和元年8月総務省案をもとに作成した都市監査基準等を参考としながら、当時の監査規程を見直し、地方自治法にのっとった「飯塚市監査基準」を制定し、令和2年4月1日に施行しました。新しい監査基準の中では、第18条で監査専門委員の設置をうたっておりますが、報酬等を定めない限り選任できないことから、全国の設置状況も踏まえ、今回、条例改正を行うものです。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

常設ということのようですけど、飯塚市でこの専門委員を設置することの目的というのは、特別にこれとこれとこれというようなことがありますか。

○議長（上野伸五）

監査事務局長。

○監査事務局長（林 利恵）

今この状態で特別な目的というものを、今既に決めているわけではございません。監査委員は、市の財務管理、事業経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有することが求められておりますが、あらゆる分野に精通しているわけではありませので、監査委員の専門性を補完するため、必要に応じて監査専門委員を選任することになると考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

最後に、日額1万5千円というのはどういう判断なのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

監査事務局長。

○監査事務局長（林 利恵）

本市における専門的な知識を有する者への報酬、例えば大学教授などへの講師謝礼金や行政アドバイザーへの謝金等の専門的知識を有する委員等への報酬が1万5千円となっており、監査専門委員においても同額の金額を設定しております。また、調べたところ、既に監査専門委員の報酬を日額で制定している市が全国で9市ありますが、その平均額が1万4614円であることから、1万5千円という報酬額は適当であると判断いたしました。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

「議案第119号」から「議案第133号」までの15件については、いずれも質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

「議案第134号」及び「議案第135号」、以上2件について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この2つの議案はいずれも専決処分となっていて、それで「議案第135号」についてなんですけれども、そもそも職員の期末手当というのはどういう性質のものなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

期末勤勉手当につきましては、地方自治法第204条において、普通地方公共団体が条例により支給できる手当でございます。なお、一般職の期末手当の性質としましては、生計費が一時的に増大する時期に、生計費を補充するための生活補給金としての性格を有するとされております。また、常勤特別職の期末手当につきましても、一般職と同様でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

給料あるいは賃金の後払いという性質があるということではないですか。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

繰り返しになりますけれども、期末手当の性質としましては、生計費が一時的に増大する時期に、生計費を補充するための生活補給金としての性格を有するものと解しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

生活補給金というのは、働いてないけれども渡しましょうという額ではなくて、基本的には飯塚市の場合、賃金の半年区切りの賃金ないし給料の後払い的性質があるのではないかと、私は、生活補給金というものはあるのではないかと思うんですね。

それで、影響額0.05月というふうになっていますけれども、総額では幾らになりますか。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

総額になりますけれども、期末手当0.05カ月分が減額となっており、1人当たり平均で1万7757円となっております。減額の総額としましては、1516万4676円となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この1516万円は何に使うことになりますか。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

あくまでも減額ということで考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これはお蔵入りということになるんですかね。

それで、0.05月というのはパーセンテージにすると、どのくらいになりますか。

○議長（上野伸五）
暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時48分 再開

○議長（上野伸五）
本会議を再開いたします。人事課長。

○人事課長（松本日出登）
一応3.8%となっております。

○議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）
0.05月割る1.3月ということで3.85%、こういう考え方と一致しているんですかね。

○議長（上野伸五）
人事課長。

○人事課長（松本日出登）
総支給額から見た分の減額をした分ということになっております。

○議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）
私は山を左側から登ったわけですね。
それで、議案上程に至る経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）
総務部長。

○総務部長（久世賢治）
今回の専決処分に至った経緯といたしましては、人事院勧告による職員の期末手当は0.05カ月減額というのが10月7日に人事院から発表されております。その後、内部調整を行いまして、飯塚市職員の給与に関する条例の改正決定を11月17日に行いまして、今回の専決処分の承認として議案上程させていただきました。

○議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）
そこで、職員の生活補給金を減額することについて、どういう意見が出て、どういうやりとりがあったのでしょうか。

○議長（上野伸五）
人事課長。

○人事課長（松本日出登）
本市のほうとしましても人事委員会を持ちませんので、国家公務員の給与との均衡の原則に基づいて、国の人事院勧告を参考に協議を行いまして、決定しているところでございます。

○議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）
市長ほか特別職の地位にある方々が大体決めていくわけでしょう。職員の生活補給金をカット

することについて、どういう判断をされたのか、そのところを聞いているんですよ。直接本人から聞いてもいいけど、どういう意見が出たんですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

先ほど人事課長が答弁いたしました私ども飯塚市のような自治体としましては、人事委員会を持ちませんので、国のいわゆる人事院勧告、これを参考に、給与なり期末手当を改正しているところでございます。今回、国のほうから0.05カ月分の減額という人事院勧告が出されて、市長、副市長のほうにも当然報告はさせていただき、今回の条例改正に至ったものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

国の右へ做えではよくなかったということは、学校の一斉休校についての市長の反省の中にもあったでしょう。

それで、「議案第134号」は、議案概要の中に、この「給与改定状況に鑑み」という説明書があります。職員の給与状況の改定に鑑み、特別職について市長10%、そのほか5%減額ということになっていますけれども、この「鑑み」というのは、議案の中にはない言葉なんです。この「鑑み」というのはどういう意味合いで議案概要に書かれたんでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

今回、職員の期末手当が0.05カ月分減額されるという人事院勧告に基づきまして、私ども条例の改正を行ったわけですが、この状況から市長、副市長、企業管理者、教育長が判断されて、我々特別職のほうも減額をするということで意思決定をされましたので、このような表現にさせていただきました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

「に鑑みる」というのは、よく考えると、踏まえるとかいうことになるんですよ。よく考える。踏まえる。特別職はみずから判断したということのようですけども、おられるからその方々に答弁を求めますが、どういうふうによく考えたんですか。何を考えたのか、何を踏まえたのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

副市長。

○副市長（梶原善充）

先ほど来、総務部長、人事課長が答弁しておりますように、このコロナ禍の中で職員がボーナスを0.05カ月分減額された、人事院勧告が出てきたと。その人事院勧告に基づきまして、我々も例年、給与の改定をいたしておりますので、ボーナスの0.05カ月の減額になったと。そして我々特別職4人も市長のほうから相談がありまして、職員がこういうコロナ禍の中で一生懸命頑張っている中で減額されるということは、我々もやっぱり減額しなくては職員に申しわけないということから、10%、5%につきましては、以前給料を減額したときに、齊藤市長の時代ですけど、10%、5%という基準もありましたので、それを参考に市長とあとの3人と4人で協議させていただきまして、10%、5%というような減額をさせていただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

それがよく考える、踏まえるという意味合いなんですね。「に鑑みる」ということで言えば。ところが、先ほど言いましたように、職員の期末手当は生活補給金という性質だということなんですね。それでは、特別職にある職員の皆さんの期末手当はどういう性質のものでしょうか。

○議長 (上野伸五)

人事課長。

○人事課長 (松本日出登)

先ほど答弁しましたけれども、常勤特別職の期末手当におきましても、一般職と同様にその支給趣旨に基づいて支給しているところでございます。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

生活補給金なんですか。

○議長 (上野伸五)

人事課長。

○人事課長 (松本日出登)

そのとおりでございます。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

何に書いているんですか。

○議長 (上野伸五)

暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長 (上野伸五)

本会議を再開いたします。人事課長。

○人事課長 (松本日出登)

一部訂正をさせていただきます。一般職と同様ではございませんでした。申しわけございません。常勤の特別職につきましては、一般職と違いまして、業績に応じた給与としての側面も強まりつつあるということで、6月と12月に支給をしているところでございます。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

報酬でしょう。給料や賃金ではなくて報酬でしょう。ですから、特別職については、その支給とその額の定めについては、別の論理で行う必要があるわけですよ。にもかかわらず、生活補給金をみずから減額することを決めたという者たちが、その数字よりも少し上ですよというような、比べものにならない期末手当をもらっているわけですから、そういう状況の中で、「鑑みて」というような趣旨あるいは「率先垂範」という言葉もあるようですけど、でやるとどういう意味になるかということ、苦労をともにするというよりは、よく考えて、自分たちが、0.05%の削減を決定し、市職員に押しつけているんですよ。だから、自分たちは特別職として皆さんの2倍

ぐらいの削減をするから我慢してくださいよと、理屈に合わないことを押し通すために、自分たちの期末手当も下げてみるというようなことではないんですか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

先ほど、今回議案の上程の経緯をご報告させていただきましたが、まず、人事院勧告に基づきまして、職員の期末手当0.05カ月分減額ということで条例改正の準備に入って、それを進めておりました。それを受けて、特別職の皆様方が決意をされましたので、そのようなことではないというふうに理解しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

総務部長の答弁するところではないでしょう。

それで、そういう政治的効果を持つのにどれぐらいのお金が動いたかという意味では、この特別職の期末手当の減額の影響額は幾らかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

特別職の期末手当の減額につきましては、市長が10%の19万263円、副市長、教育長及び企業管理者が5%であり、それぞれの金額につきましては、副市長が7万7500円、教育長が6万7910円、企業管理者が6万6844円であり、合計で40万2517円となっております。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

本案33件は議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第137号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（梶原善充）

ただいま上程されました予算関連議案について、追加提案と記載されております「一般会計補正予算書」により、提案理由の説明をいたします。今回の補正予算議案は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正するものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第137号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第11号）」につきましては、第1条で既定の予算に2億2586万9千円を追加し、第2条で「繰越明許費」を補正するものでございます。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

同種の事業としては、新生児特別給付金事業としては、既に夏の段階から取り組んでいる自治体もあったと思われます。本市がそれと比べるとおくれて、今回、この事業費予算を計上する、補正予算を出すに至った経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（長尾恵美子）

4月27日を基準日とした特別定額給付金事業を進めていく中、この基準日以降に出生した子どもたちへの支援についても検討しており、6月ごろより他自治体の独自支援策として、国の特別定額給付金の給付対象とならなかった新生児に対して、給付金が支給されていることも承知しておりました。今回、国のひとり親世帯の臨時交付金が再度実施されるに当たり、さらなる支援を検討する中で、再度この事業について検討を行い、今回の事業実施に至ったものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

一部の自治体では独自財源でとくに母親のおなかの中にいる子どもも子どもだということで、平等にというか、その人権を大事にして予算措置できたのに、本市において、恐らくそういう自治体よりもはるかに大きな財政規模で財源もある本市が、このようにおくれたというのは、何か反省がないですか。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（長尾恵美子）

繰り返しの答弁になりますけれども、実際に検討はしておりました。ただ給付が今回の補正で計上させていただいたものです。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

20億円くらいの臨時交付金が来て、手当をしてくださいというふうになっているわけでしょう。その中で1千万円のお金を用意することができなかったということなんですか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

財源と申しますよりも、私ども飯塚市としましては、これまで4月、5月、6月と多種多様な生活支援の事業も展開をしてきておりました。その中で、他の自治体におきましては、今回上程させていただいています新生児の給付金の事業も取り組んでおりましたが、飯塚市としましては、それ以外にも事業をしておりましたので、その経過を見ながら、今後の支援策としましては、一つのアイデアと言いますか、案としては持っておりましたけれど、実施につきましては、今回させていただくようにしたところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これは財源は何ですか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

財政調整基金でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

だから、いつでもできたということでしょう。120億円あるんだから。だから、この議案を上程して説明するに当たっては、本来、反省を述べながら上程すべきではないかと思いました。

質問を終わります。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

本案は議案付託一覧表のとおり、福祉文教委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時10分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	上野伸五	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	土居幸則	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	金子加代	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	26番	佐藤清和
12番	江口徹	27番	道祖満
13番	小幡俊之	28番	秀村長利
14番	守光博正		

(欠席議員 1名)

25番 古本俊克

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	石松美久		
議会事務局次長	許斐博史	議事調査係長	岩熊一昌
議事総務係長	淵上憲隆	書記	伊藤拓也
書記	安藤良	書記	今住武史

◎ 説明のため出席した者

市長	片峯誠	都市建設部次長	中村洋一
副市長	梶原善充	企業局次長	本井淳志
教育長	武井政一	人事課長	松本日出登
企業管理者	石田慎二	財政課長	落合幸司
総務部長	久世賢治	健幸・スポーツ課長	瀬尾善忠
行政経営部長	久原美保	子育て支援課長	長尾恵美子
都市施設整備推進室長	山本雅之	高齢介護課長	今泉正虎
市民協働部長	久家勝行	社会・障がい者福祉課長	古野知恵子
市民環境部長	永岡秀作	監査事務局長	林利恵
経済部長	長谷川司	学校給食課長	宮本敏行
福祉部長	實藤和也		
都市建設部長	堀江勝美		
教育部長	二石記人		
企業局長	原田一隆		
公営競技事業所長	浅川亮一		
福祉部次長	渡部淳二		

